定款変更認証申請書

2015年12月21日

兵庫県知事 様

届出者 主たる事務所の所在地 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号

名称及び代表者の氏名 特定非営利活動法人ブレーンヒューマニティー 理事長 能 島 裕 介 電話 (0798) 63—4441番

特定非営利活動促進法第25条第4項の規定により、次のとおり定款の変更の認証を申請します。

	変	更	前	変	更	後
変更の内容	(入会)			(入会)		
	第7条 〕	E会員は、次に	こ掲げる条件	第7条	正会員は、	次に掲げる条件
	を備えなければならない。			を備えなければならない。		
	(1)個/	人にあってはネ	満16歳以上	(1)個	人にあって	ては満16歳以上
	であること若しくは中学校を卒業し			であること若しくは中学校を卒業し		
	ていること。			ていること。		
	(2) 個人にあっては禁治産者又は			(2)個人にあっては成年被後見人、		
	準禁治産	皆でないこと。		被保佐人	、又は被補助	力人でないこと。
	(種別及び定数)			(種別及び定数)		
	第13条			第13条		
	2 理事(のうち、1人を	:理事長とし、	2 理事	「のうち、次	ての役職を置く。
	若干名を記	削理事長とする	る。副理事長	(1) 理	事長 1人	
		ついては、理	事会の議決に	(2) 副]理事長 若	于名
	基づく。			(3) 専	孫理事 若	于名
				(4)常	務理事 3	人以上8人以内
				3 副理	事長、専務	8理事及び常務理
				事の員数	は理事会の	議決により定め
				る。		
				4 50	法人に顧問	引を置くことがで
				きる。鸁	質問は、この	法人の事業につ

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に おいて選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の 互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役 員について、その配偶者若しくは三 親等以内の親族が一人を 超えて含 まれ、又は当該役員並びにその配偶 者及び三親等以内の親族が役員の総 数の3分の1 を超えて含まれるこ とになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職 員を兼ねることができない。
- 5 役員が、次の各号の一に該当す るに至ったときは、当然にその地位 を失う。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 法第20条各号の一に該当す るに至ったとき。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代 表し、その業務を総理する。理事長 以外の理事はこの法人を代表しな 1

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、 理事長に事故あるとき又は理事長が 欠けたときは、理事長があらかじめ 指名した順序によって、その職務を 代行する。
- 定款の定め及び理事会の議決に基づ き、この法人の業務を執行する。

いて高い見識を有する者の中から総 会の承認に基づき、理事長が任命し、 総会、理事会、その他の会議に出席 し、必要な助言を行うことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に おいて選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及 び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役 員について、その配偶者若しくは三 親等以内の親族が一人を超えて含ま れ、又は当該役員並びにその配偶者 及び三親等以内の親族が役員の総数 の3分の1を超えて含まれることに なってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職 員を兼ねることができない。
- 5 役員が、次の各号の一に該当す るに至ったときは、当然にその地位 を失う。
 - (1) 死亡したとき。
- (2) 法第20条各号の一に該当す るに至ったとき。

(職務)

第15条 理事長及び専務理事はこ の法人を代表する。理事長及び専務 理事以外の理事はこの法人を代表し ない。

- 2 理事長は、この法人を代表し、 その業務を総理する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、 理事長に事故あるとき又は理事長が 欠けたときは、理事長があらかじめ 3 理事は、理事会を構成し、この 指名した順序によって、その職務を 代行する。
- 4 専務理事は、この法人を代表し、 4 監事は、次に掲げる職務を行う。 理事長を補佐し、理事会が定める業

- (1) 理事の業務執行の状況を監査 | 務を分掌し、その業務を統括する。 すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査 すること。
- (3)前2号の規定による監査の結 果、この法人の業務又は財産に関し 不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実があることを発 見した場合には、これを総会又は兵 庫県知事に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要が ある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこ に意見を述べ、若しくは理事会の招 集を請求すること。

- 5 常務理事は、理事長及び専務理 事を補佐し、理事会が定める業務を 分掌し、その業務を統括する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この 定款の定め及び理事会の議決に基づ き、この法人の業務を執行する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査 すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査 すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結 の法人の財産の状況について、理事 | 果、この法人の業務又は財産に関し 不正の行為又は法令若しくは定款に 違反する重大な事実があることを発 見した場合には、これを総会又は兵 庫県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要が ある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこ の法人の財産の状況について、理事 に意見を述べ、若しくは理事会の招 集を請求すること。

(定款第7条)

- 一、民法の改正により禁治産者及び準禁治産者の規定が廃止されたため。 (定款第13条第2項・同条第3項・第14条・第15条)
- 一、東日本において、当法人事業を行うにあたり、東日本での事業におい ては、東日本の常駐する理事等により業務執行を行うことが適切であると 考えるため。
- 二、当法人の事業拡大にともない、専務理事職を創設し、分権化を図るた Ø,

(定款第13条第4項)

一、当法人の事業について高い見識を有する方を顧問として招き、当法人 事業へのご助言をいただくため。

変更の理由